

大和市公告第74号

大和市子育て支援施設条例（平成29年大和市条例第7号）第6条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

平成29年8月1日

大和市長 大 木 哲

1 大和市子育て支援施設の概要

- (1) 名 称 大和市子育て支援施設（以下「子育て支援施設」という。）
- (2) 位 置 大和市中心林間四丁目12番1号
- (3) 開館時期 平成30年4月1日
- (4) 建物概要 施設位置 東急中央林間ビル
延床面積 235.21㎡（3階西側部分）

2 申込期間

平成29年8月1日（火）から同年9月19日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 申込場所

大和市こども部ほいく課（大和市保健福祉センター2階）

4 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金の額は、大和市子育て支援施設条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとする。
- (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

6 申込みの資格

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園を運営している法人その他の団体であること（個人による応募は認めない。）
- (2) 募集要項に定める制限事項に該当しないこと。

7 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(1) 次に掲げる事業に関する業務

ア 幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の児童の当該幼稚園等への送迎に当たり、一時的に保育を実施する場の提供及びその利用に併せた託児に関すること。

イ 子育て中の保護者を支援するための託児に関すること。

ウ 子育てに係る相談及び情報提供に関すること。

エ その他市長が必要と認める事業

(2) 子育て支援施設において有料で利用させるもの（以下「有料施設」という。）の利用者の登録及び利用の承認に関する業務

(3) 有料施設の利用に係る料金に関する業務

(4) 子育て支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

8 選定の基準

(1) 子育て支援施設を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 子育て支援施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 子育て支援施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること。

(4) 子育て支援施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

9 その他

詳細は、募集要項による。